

## 香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者の登録基準

## 1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

項目	基準
(1)①生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合(注1)以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準(注2)以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>注1 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 注2 「一定の水準」については、生産量に関し2,000m<sup>3</sup>/年、生産性に関し間伐3m<sup>3</sup>/人日、主伐5m<sup>3</sup>/人日を目安とする。</p>
又は	
(1)②経営管理の対象となる森林の確保	<p>・経営管理の対象となる森林(所有権その他の長期間経営管理し得る権利を取得している森林)の面積を、一定の割合(注1)以上で増加させる目標を有していること。</p> <p>・経営管理の対象となる森林の面積が一定の水準(注2)以上ある場合は、それ以上の目標を有していること。</p> <p>注1 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 注2 「一定の水準」については、30haを目安とする。</p>
(2)生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>
(4)主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。</p> <p>イ 主伐後に適切な更新を行うこと。</p> <p>ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば足りるものとする。</p>
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。</p> <p>イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。</p> <p>ウ 林業技能士(1級又は2級)が在籍していること。</p>
(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p>

項目	基準
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。</p> <p>イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む。)</p> <p>エ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</li> <li>・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</li> <li>・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</li> </ul> <p>オ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害(以下「死傷災害」という。)が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を見たすものとする。</p> <p>「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>
(8)コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連して法令に違反し、代表役員等(注1)や一般役員等(注2)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> <li>・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</li> </ul> <p>注1 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>注2 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>イ 次のいずれにも該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。</li> <li>・個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。</li> </ul>
(9)常勤役員等の設置	<p>法人においては常勤の役員や参事等の監督責任にある者(以下「常勤役員等」という。)を設置していること。</p>

## 2 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

項目	基準
(1)経理体制	<p>民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること(注)。</li> <li>・経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</li> </ul> <p>注 「経理状況が良好であること」とは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合、直近の事業年度において債務超過でないこと及び直近3事業年度において経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が1回以上プラスになっていること。</li> <li>・個人の場合、直近の年の資産状況において資産の負債を上回っていること及び直近3年間において所得税の納税実績が1回以上あること。</li> <li>・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</li> </ul>